

(3) 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。なお、支給要件として、無期雇用転換計画の認定等が必要となります。

支給額 対象労働者1人あたり30万円(中小企業事業主以外は23万円)

※ 1 支給申請年度・1 適用事業所あたり、10人までを上限とします。

65歳超雇用推進助成金各コースは、支給要件や支給額が異なります。
詳細は、「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ」、または下記「問合せ先」までご確認ください。

問合せ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 TEL 06-7664-0722

相談・サービス

70歳雇用推進プランナー等による相談・援助

《70歳雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザー》

高齢者雇用問題に精通した社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が、事業主の皆様を訪問させていただき、定年引上げや継続雇用延長の制度導入に向けた取組を円滑に進められるよう、専門的かつ技術的な助言や制度改善提案を無料で行います。

問合せ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部 高齢・障害者業務課 TEL 06-7664-0782

その他の関連制度

茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定制度

市内事業所の自主的な取組を促進し、勤労者の健康で豊かな働き方の実現を図るため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、多様な人材を意識した雇用(ダイバーシティ雇用の推進)等の働きやすい職場づくりに取り組み、一定の基準を満たした事業所に対する認定制度です。

問合せ先 茨木市 産業環境部 商工労政課 TEL 072-620-1620



茨木市産業環境部商工労政課
茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072-620-1620

ハローワーク茨木 事業所サービス部門
茨木市東中条町1番12号
TEL 072-623-2551 (部門コード31#)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和6年(2024年)10月 発行

このパンフレットは、1,300部作成し、一部あたりの単価は、77.55円です。

毎年10月は「高齢者就業支援月間」です。

高齢者の働く意欲の活用を!



年齢に関わりなく活躍できる社会の実現に向け、
ご理解とご協力をお願いいたします。

近年、少子高齢化の進展する一方、老後生活への不安や健康維持などを理由に、働く意欲のある高齢者が増え続けています。また、令和3年4月施行の改正高齢者雇用安定法により、事業主に対しては、従来の65歳までの雇用確保義務(経過措置あり)に加えて、70歳までの就業確保措置が努力義務となり、さらに令和7年4月からは、雇用確保義務の経過措置が終了し、65歳までの雇用確保が完全義務化されるなど、知識・経験の豊富な高齢者の就業への取組が、ますます求められてきています。

今回、一部ではありますが、事業主の皆様へ、高齢者の就業を支援する助成金等をご紹介します。



茨木市・ハローワーク茨木



各種助成金

● 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

高年齢者(60歳以上)等の、就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者)として雇い入れることが確実であると認められる雇用保険適用事業所の事業主に対して助成されます。

対象労働者	支給金額	支給期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円×2期 (15万円×2期)

※()内は中小企業事業主以外に対する支給額及び助成対象期間です。

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。

起算日

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日(ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日)。

● 高年齢労働者処遇改善促進助成金

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブル(以下、賃金規定等)を増額改定し、高年齢雇用継続基本給付金の受給総額を減少させた事業主に対して助成されます。

支給額 $(A-B) \times 2/3$ (中小企業以外は $1/2$)

※100円未満切り捨て

A:賃金規定等の改定前の高年齢雇用継続基本給付金の総額

B:賃金規定等の改定後に、各支給対象期を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額

支給申請回数

本助成金の申請は、支給対象期の第1期から第4期まで(6か月ごと)の最大4回(2年間)できます。

※支給対象期とは、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月間を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期といいます。

この他にも、いくつかの支給要件や支給対象となる事業主の要件があります。
詳しくは、下記「問合先」までご確認ください。

問合先 ハローワーク茨木 事業所サービス部門(助成金担当)
TEL 072-623-2551 (部門コード 31#)

● 65歳超雇用推進助成金

(1) 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成するものであり、高年齢者の就労機会の確保及び希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。なお、引上げ等の幅によって支給金額が異なります。



支給額

【A.65歳以上への定年の引上げ、B.定年の定めの廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定めの 廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

【D.他社による継続雇用制度の導入(※)】

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

(※)上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

※A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である場合に支給します。

※定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合は、いずれか高い額のみとなります。

※60歳以上対象被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用の推進を図るために、雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して措置に要した費用の一部を助成します。なお、支給要件として、雇用管理整備計画の認定等が必要となります。

支給額

支給対象経費×60%(中小企業事業主以外は×45%)

対象経費

高年齢者の雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費・コンサルタントの相談等に要した経費の他、高年齢者雇用整備措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(その経費が50万円を超える場合は50万円)。

ただし、初回の申請に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。

つづきは裏面へ